就労証明書の作成について

【共通事項】

1. 本様式は、保育園・放課後児童クラブ・幼稚園共通です。(放課後児童クラブは、内職での申込はできません。)

就労証明書の様式は、最新のもので作成してください。

最新の様式は、大口町ホームページ、こども課、各児童クラブ、 南・北児童センターにて配布しています。

申請等にあたり同一の就労証明書が複数必要となる場合は、記載された 就労証明書の写しを添付書類として使用することができます。ただし、 証明日から3か月を過ぎたものは使用できません。

【自営業・農業の方】

2.自営業の方は、本就労証明書と併せて添付書類が必要です。 下記のうちいずれか1点の提出をお願いします。

ト記のうちいすれが1点の提出をお願いします。
確定申告書または源泉徴収票(写)
事業所名が記載された公共料金領収書 (写)
税務署に提出する個人事業の開業・廃業等の届出書(写)
営業許可証 (写)
開業予定:個人の開業・廃業等の届出書(写)、事業計画書(任意様式)、
開業が分かるウェブページ・チラシ等のいずれか2点

3. 農業の方は、申告内容確認のため農地基本台帳を閲覧させていただきます。 主な耕作者が町外在住の場合は、農地基本台帳の写しと確定申告書の写し を添付してください。

また、確定申告書の写し及び営農計画が分かるものを添付してください。